

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

3

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、新勤務先へ送付願います。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千葉県 東庄町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒														
年 月 日 提出			フリガナ															
			氏名又は名称															
			代表者の職氏名印	㊞														
		個人番号又は法人番号																
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日												
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名		円	円	円	月 日											
生年月日	昭和・平成	年 月 日		円	円	円	月 日											
個人番号					円	円	月 日											
1月1日現在の住所					円	円	月 日											
給与の支払を受けなくなった後の住所					円	円	月 日											

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			相続人の氏名等			※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日 申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記ウ)と同額 円	氏名	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)	
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円	円	円	住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)	
異動者印	円	円	円	電話		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	
							4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		月割額 円を			
フリガナ	電話		月分から徴収し、納入します。			
氏名又は名称	(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
代表者の職氏名印	㊞			納入書 要 ・ 不要		

【提出先】 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 町民課 賦課徴収係

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (普通徴収記載例)

御注意

3

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所の「課税地」の市町村長に送付し、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千葉県 東庄町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県 × × 市 △△ 1-2-3												
□□ × × 年 ○○ 月 △△ 日 提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												
			氏名又は名称	株式会社 ○ × 商事												
			代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 (印)												
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日										
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	円	円	円	× × ・ 8 ・ 31										
123456	氏 名	鈴木 一郎 (旧姓)	140,000	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで											
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日			円	円											
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			35,600	104,400											
1 月 1 日現在の住所	千葉県香取郡東庄町△△3-2-1															
給与の支払を受けなくなった後の住所																

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号		12-34567		※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課 人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
	電話	000-000-0000 (内線 123)			
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額		円
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		控除社会保険料額		円
	3. 普通徴収理由 異動の事由のとおり				60,000
① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他 (特別徴収不可)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月	相対上の氏名等
1. 異動が □□ 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)	・	
2. 異動が □□ 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	
異動者印	・	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

↑
普通徴収税額

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称			(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印	(印)		納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 町民課 賦課徴収係

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

御注意

3

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、一括徴収することが義務づけられています。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千葉県 東庄町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 012-3456 〇〇県 × × 市 △△ 1-2-3												
□□ × × 年 ○○ 月 △△ 日 提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ												
			氏名又は名称	株式会社 ○ × 商事												
			代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 ㊟												
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1													
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日										
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	140,000 円	6 月 から 8 月 まで 円	9 月 から 5 月 まで 円	× × ・ 8 ・ 31	給与の支払を受けなくなった後の住所		給与の支払を受けなくなった後の住所				給与の支払を受けなくなった後の住所			
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)					千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1	
生年月日	昭和 平成 50 年 1 月 1 日						千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1	
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	千葉県香取郡東庄町△△3-2-1					千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1	
1月1日現在の住所	千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1			
給与の支払を受けなくなった後の住所			千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1		千葉県香取郡東庄町△△3-2-1			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が □□ × × 年 12 月 31 日までで、申出があったため (8 月 25 日申出)	9 ・ 20	104,400 円	104,400 円
2. 異動が □□ 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	
異動者印	鈴木	円	

一括で徴収した税額を納入する月
 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

異動の事由
 ① 退職
 ② 転勤
 ③ 合併
 ④ 休職
 ⑤ 長期欠勤
 ⑥ 死亡
 ⑦ 会社倒産

異動後の未徴収税額の徴収
 1. 特別徴収継続一括徴収 (1月以降は必須)
 ② 9 月分まで納入 (10月10日納期分)
 3. 普通徴収 (理由)

退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 円
 控除社会保険料額 60,000 円

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額	円を
月分	から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書	要 ・ 不要

【提出先】 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 町民課 賦課徴収係

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千葉県 東庄町長 殿		住所(居所) 又は所在地 〒 012-3456 〇〇県 × × 市 △△ 1-2-3		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○ × 商事		特別徴収義務者 指定番号 12-34567		※市町村ごとに異なり		※市町村ごとに異なり	
代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎		個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課 人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)		課・係		人事課 人事労務係	
給与所得者 受給者番号(整理番号) フリガナ スズキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円		(イ) 徴収済額 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円		異動年月日	
123456 氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		140,000		6 月から 9 月から		8 月まで 5 月まで		× × ・ 8 ・ 31	
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日				35,600		104,400			
個人番号									
1 月 1 日 現在の住所 千葉県香取郡東庄町△△3-2-1									
給与の支払を受なくなった後									
								異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長	
								異動後の未徴収税額の徴収 ① 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) (月分で納入)	
								退職した年の1月分から退職時までの給与支払額 1,200,000 控除社会保険料額 60,000	

◎給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

<p>転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。</p>		
2. 異動が 〇〇 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月 日	徴収予定額 円
異動者印		

相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下) 給与の支払が不定期 毎月の支払が毎月でない) (例: 専業主婦のみ対象)
新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。			

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	98-76543	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では	※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所) 又は所在地	〒 654-3210 〇〇県 × × 市 △△ 1-2-3	氏名	特徴 進	月割額 11,600 円を	9 月分から徴収し、納入します。
フリガナ	マルバツフジサン カブシキガイシャ	電話	111-111-1111 (内線 222)	納入書 要 ・ 不要	
氏名又は名称	〇 × 不動産 カブシキガイシャ				
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎				

【提出先】 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 東庄町役場 町民課 賦課徴収係

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

2 ただし、給与所得者(個人番号)は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付し、新勤務先へ送付願います。